

写

30 消安第 1624 号
30 消安第 1602 号
30 生産第 622 号
平成 30 年 6 月 15 日

各地方農政局消費・安全部長
各地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政事務所消費・安全部長
北海道農政事務所生産経営産業部長

殿

(農林水産省) 消費・安全局食品安全政策課長
消費・安全局農産安全管理課長
生産局園芸作物課長

生産段階における薬物野菜の衛生管理の徹底について

農林水産省は、海外の先進国でも報告されているような、生食用野菜が原因とされる食中毒の発生を未然に防止するため、平成 23 年に「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（23 消安第 1813 号平成 23 年 6 月 24 日付け消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「指針」という。）を策定し、普及してきました。

平成 25 年から 28 年度まで全国で実施した土耕栽培のレタス等の生食用野菜の微生物実態調査の結果では、有害微生物は検出されておらず、ほ場で有害微生物により汚染されている率は極めて低いことを確認しています。

しかしながら、今般、厚生労働省は、サンチュの喫食が関連している疑いがある腸管出血性大腸菌 O157 の食中毒・感染症の発生を公表したことから、農林水産省は、衛生管理の取組を強化します。

つきましては、地方農政局等におかれましては、貴局所管内の都道府県に対し、薬物野菜（特に生食用のもの）の生産者に、栽培に使用する水、農機具・収穫容器の管理、収穫物の適切な温度管理等の指針を活用した衛生管理を徹底するよう、依頼していただきますようよろしくお願いいたします。

また、7 月 17 日（火）までに貴局所管内の指針の生産者への普及・徹底、チェックリストを活用した実施の確認など取組状況を取りまとめ、結果を報告いただ

くようお願いいたします。

なお、関係団体の長には別途通知する旨申し添えます。

(参考) 栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sisin.pdf

(※ P18, 19 がチェックリストとなります。)